

## 宇宙航空プロジェクト研究員（任期制） FAQ

### ■ 応募に関する FAQ

---

Q：既卒でも応募可能ですか？

A：可能です。博士号を取得していること（又はこれと同等の研究能力を有すること）が採用の条件になります。現在、大学院博士後期課程に在学中の方は指導教授等から博士号取得見込であることを証明していただく必要があります。

Q：年齢制限はありますか？

A：年齢制限は設けておりませんが、本制度は若手研究者の育成を目的としています。

Q：企業に勤務しているのですが応募は可能ですか？

A：応募条件を満たせば可能です。但し、選考は平日に行いますので、それに対応いただく必要がありますことを予めご了承ください。休日対応はお受けいたしかねます。

Q：学部卒も募集していますか？

A：博士号取得者と同等の研究能力があると判断される場合は応募資格を満たします。当該事実については、応募書類の中で証明ください。

Q：複数の研究テーマに併願応募することはできますか？

A：可能です。募集テーマ毎に応募書類を一式ご準備いただき、応募ください。

Q：今後、博士号取得見込なのですが、応募は可能ですか？

A：採用日までに取得可能な場合は、応募可能です。採用日は、原則として内定承諾より4ヶ月以内ですが、個別に調整させていただきますので、ご相談ください。但し、当初約束した採用日から6ヶ月以内に着任できない場合は入社資格を喪失しますのでご注意ください。

Q：日本人である必要はありますか？

A：応募者自身が日本国籍や永住資格持っている必要はありません。外国籍の方は入社日までに在留資格証明書の写しを提出できることが、入社条件となります。

Q：英語で応募書類を作成することは可能ですか？

A：英語で公募をしているテーマについては英語での作成も可とします。それ以外のテーマにおいては、原則日本語での作成をお願いします。

Q：JAXA 研究指導者を訪問したいが可能ですか？

A：各募集テーマのページに掲載のある問い合わせ先にご自身で連絡の上ご相談ください。なお、業務の都合上、訪問対応できない場合もあります。

Q：研究分野の詳細内容を読むと、自分の研究テーマと若干ずれています。応募しても問題ないですか？

A：各募集テーマのページに掲載のある問い合わせ先にご自身で連絡の上ご相談ください。

Q：応募書類はメールで提出してもいいですか？

A：指定の提出方法（ウェブ提出）以外の方法では、受理致しません。問い合わせ先に記載あるメールアドレス等に送付いただいても選考対象とはなりませんのでご注意ください。

## ■ 選考に関する FAQ

---

Q：英語で面接を受けることは可能ですか？

A：英語で公募をしているテーマについては英語での面接も可とします。  
それ以外のテーマにおいては、日本語でお願いします。

Q：海外留学生に関して特別の配慮はありますか？

A：恐れ入りますが、通常の応募者と同じプロセスで選考します。

Q：昨年の選考で不合格だったのですが、今年も応募可能でしょうか？

A：応募条件を満たしている場合は、可能です。

## ■ 採用後の勤務に関する FAQ

---

Q：大学で受診した健康診断だと、項目が全て満たされていないのですが、それを提出してもいいですか？

A：項目に不足がある場合は、別の医療機関にて対象項目を受診し、診断結果を提出ください。

Q：配属先・勤務地はどのように決まるのですか？

A：採用となった研究テーマの指導者が在籍する部署・勤務地に配属となります。

Q：研究員としての在任中に異動することはありますか？

A：原則、人事異動はありません。最長3年間、採用となった研究テーマで業務を遂行していただきます。但し、稀に所属長と本人との間で合意が成立した場合に限り、部署間・事業所間の異動が生じる場合があります。

Q：任期なし職員として採用される道はありますか？

A：本制度は任期終了後に自動的に職員として採用されるものではありません。任期なし職員として採用を希望する場合は、改めて外部向けの一般公募（経験者採用）に応募する方法が想定されます。

Q：雇用期間の延長は認められていますか？

A：原則、最長3年間ですが、雇用期間中に産前産後休暇や育児休暇等を取得した場合には、その期間分を延長することが可能です。ただし、延長後の雇用期間は当初採用日から5年を超えない範囲とします。

Q：研究に必要な経費はどのくらい負担してもらえるのでしょうか？

A：研究テーマ毎に状況異なりますので、研究指導者にご相談下さい。ただし、研究員個人に個別の研究費を支給することはありません。

Q：業務で出張はありますか？その際の交通費は支払われますか？

A：出張の有無は研究テーマ毎に異なりますので、研究指導者へ問合せください。業務において出張が必要であると認められる場合は、機構の規程に基づき費用が支払われます。

Q：育児休暇は取得できますか？

A：機構の規程に基づき、採用後14ヶ月目から取得可能です。

Q：宿舍の貸与はありますか？

A：業務の必要性、個別の事情及び空室状況により独身用又は世帯用を貸与します。

Q：住居手当はいくら支給されますか？

A：以下のとおり月額の家賃によって支給される金額が異なります。

- ・月額が27,000円以下の場合、月額家賃から16,000円を引いた額
- ・月額が27,001～61,000円未満の場合、11,000円＋（家賃－27,000円）/2
- ・月額が61,000円以上の場合、28,000円

以 上